

◇特許法第二四条で準用

【民事訴訟法】

〔訴訟手続の中断及び受継〕

第二二四条 次の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、それぞれ当該各号に定める者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

一 当事者の死亡 相続人、相続財産管理人その他法令により訴訟を続行すべき者

二 当事者である法人の合併による消滅 合併によって設立された法人又は合併後存続する法人

三 当事者の訴訟能力の喪失又は法定代理人の死亡若しくは代理権の消滅 法定代理人又は訴訟能力を有するに至った当事者

四 次のイからハまでに掲げる者の信託に関する任務の終了 当該イからハまでに定める者

イ 当事者である受託者 新たな受託者又は信託財産管理者若しくは信託財産法人管理人

ロ 当事者である信託財産管理者又は信託財産法人管理人 新たな受託者若しくは新たな信託財産法人管理人

ハ 当事者である信託管理人 受益者又は新たな信託管理人

五 一定の資格を有する者で自己の名

で他人のために訴訟の当事者となるもの死亡その他事由による資格の喪失 同一の資格を有する者

2 前項の規定は、訴訟代理人がある間は、適用しない。

3 第一項第一号に掲げる事由がある場合においては、相続人は、相続の放棄をすることができる間は、訴訟手続を受け継ぐことができない。

4 第一項第一号の規定は、合併をもつて相手方に対抗することができない場合には、適用しない。

5 第一項第三号の法定代理人が保佐人又は補助人である場合にあつては、同号の規定は、次に掲げるときには、適用しない。

一 被保佐人又は被補助人が訴訟行為をすることについて保佐人又は補助人の同意を得ることを要しないとき。

二 被保佐人又は被補助人が前号に規定する同意を得ることを要する場合において、その同意を得ているとき。

(相手方による受継の申立て)
第二二六条 訴訟手続の受継の申立ては、相手方もすることができ。

(受継の通知)

第二二七条 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、裁判所は、相手方に通知しなければならない。

(受継についての裁判)

第二二八条 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、裁判所は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

(裁判所の職務執行不能による中止)

第二三〇条 天災その他の事由によつて裁判所が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。

(当事者の故障による中止)

第二三一条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の決定を取り消すことができる。

(中断及び中止の効果)

第二三二条

2 訴訟手続の中断又は中止があつたときは、期間は、進行を停止する。この場合においては、訴訟手続の受継の通知又はその続行の時から、新たに全期間の進行を始める。